

令和6年度の保育料について

お問い合わせ先
保育・幼稚園課
Tel.224-8031

1 幼児教育・保育の無償化について

3歳から5歳児のお子さんと住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの保育の必要性があるお子さんは、幼児教育・保育の無償化により保育料が無償となっています。

- (1) 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です（※幼稚園・認定こども園（教育利用）については、入園できる時期に合わせて、満3歳（3歳になった日）から無償化対象となります）。
- (2) 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでとおり保護者負担となります。詳しい金額等は利用施設にご確認ください。

2 保育料の算定方法について（※0歳から2歳児の保育料）

- (1) 保育料は、保護者（父・母）の市町村民税所得割課税額の合計額（以下「市民税額」といいます。）、保育必要量（保育標準時間・短時間）、きょうだい区分（1人目～3人目以降）などによって算定します。
- (2) 算定の際の市民税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除などの税額控除については控除前の税額で算定します。
- (3) 所得税や住民税が未申告の場合、または海外での収入がわかる証明資料の提出がない場合の保育料は、最高額（D11階層）となります。該当する場合は至急資料等をご提出してください。
- (4) 保育料基準額表上のきょうだい区分（きょうだいの数え方）について

お子さんが2人以上いる世帯の負担を軽減するため、次のように世帯の状況や市民税額によりカウントできるきょうだい（兄・姉）の範囲・保育料が異なります。

区 分	市民税額 ^{注1}	きょうだいカウントの方法	保育料
ひとり親世帯、在宅障害児（者） ^{注2} と同居している世帯	77,101円以上	小学校入学前までの範囲で、 <u>最年長のお子さんから順にカウント</u> （ただし、兄・姉が教育・保育施設等 ^{注3} を利用していること）	2人目：半額 3人目以降：無料
	77,100円以下	きょうだいの年齢にかかわらず、 <u>生計を一にする最年長のお子さんから順にカウント</u>	2人目以降：無料
上記以外の世帯	57,700円以上	小学校入学前までの範囲で、 <u>最年長のお子さんから順にカウント</u> （ただし、兄・姉が教育・保育施設等 ^{注3} を利用していること）	2人目：半額 3人目以降：無料
	57,700円未満	きょうだいの年齢にかかわらず、 <u>生計を一にする最年長のお子さんから順にカウント</u>	2人目：半額（住民税が非課税の場合は無料） 3人目以降：無料

注1：保育料決定通知書の『保育料算定情報』欄にある市町村民税所得割課税額が“999999999”と表示されている場合は、課税資料の提出がない場合や税が未申告の場合です。

注2：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・国民年金証書の写しを提出している方です。

注3：保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業・特別支援学校の幼稚部・企業主導型保育事業・児童心理治療施設への通所、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援等をいいます（認可外保育施設は含まれません）。

■長野市多子世帯保育料軽減制度

お子さんの年齢が0歳から2歳児（3歳未満児）で、保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業）などに在籍している第3子以降のお子さんが対象です。きょうだい（兄・姉）の年齢・収入の制限はなく、軽減のための申請書の提出は必要ありません。保育所、認定こども園、地域型保育事業のすべての施設において軽減対象となる方は、軽減後の保育料を納付いただくこととなります。軽減の適用については保育料決定通知書をご確認ください。ただし、第3子以降のお子さんであっても、既に保育料が無料となっている場合、1の無償化により無償化対象となっている場合や未申告等により市民税額が不明の場合は本制度の対象となりません。

軽減額は、保育料基準額表の「長野市多子世帯保育料軽減制度について」をご覧ください。

3 副食費の取扱いについて

(1) 基本的な考え方

副食（おかず）費の取扱いについては、以下のとおりとなります。

① 幼稚園、認定こども園（教育利用）

主食・副食費ともにこれまでどおり利用している施設にお支払いください。

② 保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業

ア. 3歳～5歳児：主食費と副食費をまとめて利用している施設にお支払いいただきます。（主食をご家庭から持参する施設もあります。）

イ. 0歳～2歳児：主食・副食費ともに、保育料に含まれます。

(2) 副食費の免除対象者

以下のいずれかに該当する3歳から5歳児の副食費を免除します。対象となるお子さんは、保育料決定通知書の中で徴収免除の旨が記載されておりますのでご確認ください。なお、4の年度切替や所得税・住民税の修正申告に伴う税額の更正、世帯構成の変更などにより、年度の途中であっても免除対象となったり、免除対象外となる場合があります。（4の年度切替を含め、年度途中で変更があった場合にお知らせします。）

① 年収360万円未満相当世帯の子ども（市民税額が、1号認定子どもは77,100円以下、2号認定子ども（満3歳児を除く）は57,700円未満）

② （所得階層にかかわらず）3人目以降※の子ども

※市民税額や世帯の状況によりカウントできるきょうだい（兄・姉）の範囲が異なります。

詳しくは、保育料基準額表の副食費の免除対象範囲をご覧ください。

4 年度切替の時期について（※0歳～2歳児の保育料、3歳～5歳児の副食費の免除対象）

保育料は、4月分から8月分は令和5年度（令和4年所得）、9月分から翌年3月分は令和6年度（令和5年所得）の市民税額によりそれぞれ算定します。令和6年度の市民税額が前年度と異なる場合、9月分から階層区分が変更され、保育料が変更になる場合があります。（副食費の免除となる対象も同様です。）

なお、幼児教育・保育の無償化対象となる方は、所得階層にかかわらず保育料は引き続き無償となります（※0歳から2歳児までの無償化対象世帯については階層区分の変更により保育料が発生する場合があります）。

令和6年度の保育料		令和7年度の保育料
4月分～8月分	9月分～3月分	4月分～8月分
令和5年度の市民税額で算定 （税額通知は令和5年6月）	令和6年度の市民税額で算定 （税額通知は令和6年6月）	

ひとり親世帯、在宅障害児（者）と同居している世帯の市民税額が77,100円以下から77,101円以上となった場合、軽減割合やきょうだいのカウント方法が変わるため、8月までの保育料と比べ大きく変わる場合があります。

5 保育料・副食費の納付について

(1) 納付先と納付方法

○保育料

利用施設	納付先	納付方法	納付日（口座振替日）
保育所（市立・私立）、市立認定こども園	長野市	口座振替	月末（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
私立認定こども園、地域型保育事業	利用施設	利用施設が定める方法	利用施設が定める日

○副食費

利用施設	納付先	納付方法	納付日（口座振替日）
市立保育所（指定管理園を除く）、市立認定こども園	長野市	口座振替	月末（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
私立保育所（指定管理園を含む）・認定こども園、幼稚園	利用施設	利用施設が定める方法	利用施設が定める日

《納付先が長野市の場合の口座振替日》

月	振替日	月	振替日	月	振替日	月	振替日
4月分	4月30日(火)	7月分	7月31日(水)	10月分	10月31日(木)	1月分	1月31日(金)
5月分	5月31日(金)	8月分	9月2日(月)	11月分	12月2日(月)	2月分	2月28日(金)
6月分	7月1日(月)	9月分	9月30日(月)	12月分	1月6日(月)	3月分	3月31日(月)

(注) 残高不足等で口座振替ができなかった場合の再振替は行っていませんので、翌月中旬頃までに市役所又は支所窓口にて直接納付してください(保育所保育料・副食費(私立保育所副食費は除く)・市立認定こども園保育料・副食費)。

(2) 施設を欠席した場合でも、1月分の保育料をお支払いいただきます。

6 保育料の滞納について ※保育所・市立認定こども園保育料の場合

保育料を滞納すると督促状を送付します。督促状の納期限までに納付されない場合は、督促手数料に加え延滞金が発生します。その後、電話や文書による催告などを行ってもなお、納付いただけない場合は、法令等の規定により児童手当の支給の際に未納分を天引きする場合や、給料・預貯金などの財産を調査のうえ、財産の差押処分を実施する場合があります。

7 保育料の減免について ※次の場合には、市にご相談ください。

失業・疾病・り災等の不測の事態により、保育料の支払いが困難になった場合、保育料の減免制度があります。(育児休業、自己都合退職・転職等や自営の売り上げ減少等は減免の対象になりません)。

8 給付認定の変更申請について

※次の場合には、保育料や副食費の免除対象に影響が生じますので、利用施設を通じて必ず変更申請をしてください。なお、事実のあった日に遡って変更とはなりませんのでご注意ください。特に税の申告期限(令和6年3月15日)以降に申告書を提出した場合で、給付認定の変更申請をしないと9月以降の保育料等の算定に影響することがあります。

(1) 所得税や住民税の修正申告等を行い、市民税額が変更された場合

変更申請のあった日の翌月から変更後の市民税額により保育料を算定します。

(2) 税の申告により市民税額が決定された場合

税の未申告中の保育料は、最高額となっています。変更申請のあった日の翌月から決定後の市民税額により保育料を算定します。

(3) 保護者の婚姻・離婚等、世帯の構成に変更があった場合

変更申請のあった日の翌月から変更後の保護者の市民税額により保育料を算定します(離婚調停中であって、かつ、父母が住民票上でも別居している場合は、現に児童を監護している保護者の市民税額により保育料を算定する場合がありますので、市にご相談ください)。

(4) 転職、勤務地の変更、就労時間帯の変更、就労から産前・産後休暇となった場合や引き続き育児休業となる場合など、保育を必要とする理由や保育必要量の変更があった場合

(5) 同一世帯の方が身体障害者手帳等の交付を新たに受けた場合や、身体障害者手帳等の交付を受けている方と同居することとなった、または同居しなくなった場合

9 認定こども園の給付認定の変更について

認定こども園のメリットは、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、給付認定の変更により通いなれた園を継続して利用できることが大きな特徴です(3歳~5歳児に限ります)。

ただし、1号認定から2号認定に認定区分を変えたい場合は、同じ施設であっても保育利用として改めて通常申し込みをし、新規申し込みの方と同じく利用調整を受けていただく必要があります。

また、保育を必要とする要件がありながら1号認定への変更を希望する場合は、夏休みなどの長期休業があることや、保育料以外の上乗せ徴収など、別途かかる費用もありますので、利用施設に必ず確認してください。

令和6年度 保育料基準額表

単位:円

表1 1号認定（幼稚園、認定こども園）

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
D	211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

年多
齢子
制カ
限ウ
なシ
ト

多子
(小カ
学ウ
校3
年
生
下
限)
有リ

表2 ひとり親世帯、在宅障害児(者)と同居している世帯の保育料

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0

年多
齢子
制カ
限ウ
なシ
ト

表3

階層区分	定 義	保育料(月額)													
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児							
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降					
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950
D1	48,600円以上 57,700円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000
	57,700円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550
D3	76,000円以上 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050
D4	97,000円以上 123,000円未満	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500
D5	123,000円以上 148,000円未満	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900
D6	148,000円以上 169,000円未満	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650
D7	169,000円以上 219,000円未満	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850
D8	219,000円以上 265,000円未満	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350
D9	265,000円以上 301,000円未満	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800
D10	301,000円以上 397,000円未満	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350
D11	397,000円以上	0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850

年多
齢子
制カ
限ウ
なシ
ト

多子
(小カ
学ウ
校3
年
生
下
限)
有リ

表4

階層区分	定 義	保育料(月額)													
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児							
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降					
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D3の一部	76,000円以上 77,100円以下	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0

年多
齢子
制カ
限ウ
なシ
ト

※市民税額77,101円以上のひとり親世帯、在宅障害児(者)と同居している世帯の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 1 対 象 3歳未満児で、保育園、認定こども園、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
- 2 軽 減 額 ① 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。
② 市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん：月額最高6,000円の軽減となります。
※入園退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。